

写

答 申 書

津山市水道事業経営審議会

令和6年2月9日

津山市長 谷口圭三 殿

津山市水道事業経営審議会
委員長 平野正樹

水道料金の適正水準について（答申）

本審議会は令和5年7月31日付け津水経第91号で諮問のあった水道料金の適正水準について慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

目次

はじめに	1
1 答申内容	2
2 答申に至った理由	2
3 付帯意見	3

附属資料

- (1) 諮問(写)
- (2) 津山市水道事業経営審議会規程
- (3) 津山市水道事業経営審議会審議経過
- (4) 津山市水道事業経営審議会委員名簿

はじめに

津山市の水道事業は、昭和9年に通水を開始し、安心して安全な水を安定的に供給することを通じて、地域の公衆衛生の向上や生活環境の改善、産業の発展など社会全体を支える重要な役割を果たしてきた。

津山市の水道料金は平成12年に改定され、今日まで料金改定に至っていないが、近年では、人口減少、節水器具の普及等に伴う水需要の減少などにより給水収益が減少傾向にある一方、施設の維持管理等に係る費用が物価高の影響などにより増加し、経営環境は厳しくなっている。さらに、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進み、施設更新に多大な費用が必要となる時期を迎えている。

このような背景から、津山市は、令和5年3月に「津山市水道事業経営戦略」を策定し、経営基盤の強化に取り組んでいる。

経営戦略で示された財政収支の見通しでは、令和8年度以降の単年度収支はマイナスとなり、その収支不足を施設更新の財源となる内部留保資金で賄うという内容であり、水道料金の適正水準についての諮問書が市長から本審議会に提出された。

本審議会では、市民生活や社会経済活動に必要不可欠な水道事業を安定的に未来に引き継いでいくため、現在の経営状況、財政状況を確認し、住民生活への影響についても慎重に審議を重ねた結果、結論を得たので、次のとおり答申する。

1 答申内容

当審議会は、適正な水道料金等のあり方について審議し、次のとおり結論に達した。

- ・料金算定期間
令和6年度から令和8年度までの3年間
- ・水道料金
増額改定を実施し、平均改定率は10.62%とする。

2 答申に至った理由

(1) 水道施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は増加する一方で、将来的な給水人口の減少などの理由で給水収益の減少が見込まれる。経費節減の取組は引き続き推進するものの、現行の料金体系で今後推移すれば、令和8年度以降、経常的な収益的収支の赤字が発生し、将来、老朽化施設更新の自己財源を確保できなくなる恐れがあり、料金改定による給水収益の確保が求められる。

(2) 料金算定期間内の総括原価71億7700万円に対し、同期間内に現行の料金体系で得られる料金収益の見込額は64億8800万円であり、6億8900万円の収入不足が生じる。この収入不足額を補うために必要な水道料金の平均改定率は10.62%となる。

(3) 料金表（料金体系）について、現行料金表の単価に一律に平均改定率を乗じた場合と使用メーターの口径ごとの負担を見直す場合とを比較し、議論した。使用メーターの口径ごとの負担を見直す場合、基本料金収入の確保に繋がり、財政上の安定が図れるが、使用メーターの口径と使用水量の組み合わせにより改定率が多様で、使用者ごとの負担が異なり、本審議会での結論は得られなかった。

以上のことから、水道料金は増額改定し、料金改定率を平均10.62%とした。改定時期については、近年のエネルギー価格の高止まり、物価高による市民生活等への影響が収束していない実態を踏まえ、市の判断にゆだねるとした。今後も効率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。

3 付帯意見

水道事業を適正に運営していくためには、財政基盤の強化を図り、水道施設の適切な維持管理を行う必要がある。また、人口減少等に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化や耐震化などの更新事業の推進の必要性を考慮して、水道料金を増額改定するとしたが、使用者への負担に最大限配慮し、次のとおり付帯意見を付す。

(1) 料金改定の時期

水道料金改定は、料金算定期間の経営計画上、必要な改定であるが、本答申時も、エネルギー価格の高止まりや物価高が市民生活や事業経営に影響を与えている状況下であるため、料金改定の時期は、使用者への影響を十分に見極めて決定されたい。

(2) 水道ビジョンの実現

津山市水道事業の基本理念「津山の水道を未来まで」に向け、安全安心の水道、強靱な水道、健全で持続可能な水道の実現に努められたい。

(3) 事業計画

更新基準年数の精査、地域ごとの将来の給水人口予測を活用した効率的な更新計画を立てるように努められたい。

(4) 国庫補助金等の活用

水道事業の省庁移管による国の施策の動向等に注視し、活用可能な財政支援制度を最大限に活用し、水道事業の更新等を遅滞なく効率的に進められたい。

(5) 経費節減の継続

義務的経費の精査や行財政改革を継続的に図り、単年度収支の改善に努められたい。

(6) 料金体系の検討

口径別基本料金の価格差の見直しなど料金体系の変更は、使用者からの意見を広く聞いて、改めて検討されたい。

(7) 取組のモニタリング

事業計画や新たな取組等の情報発信に努め、付帯意見への取組について、進捗状況、内容を審議会へ報告することを要望する。

付属資料

付属資料

(2) 津山市水道事業経営審議会規程

津山市水道事業管理規程第3号
令和4年9月21日

津山市水道事業経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市執行機関の付属機関設置条例(昭和62年津山市条例第24号)第4条の規定に基づき、津山市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に関し、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項第1号の水道事業の執行について同法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じて審議及び検討し、その結果を管理者に答申するものとする。

- (1) 水道事業の全体計画及び経営計画
- (2) その他水道事業の計画に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局経営企画室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付属資料

(3) 津山市水道事業経営審議会審議経過

開催回	開催日	内容
第1回	令和5年 5月31日	委嘱状交付 本市水道事業について
第2回	令和5年 6月22日	事業計画説明 浄水場見学
第3回	令和5年 7月 6日	財政基盤の健全化に向けた議論①
第4回	令和5年 7月31日	諮問 水道料金の適正水準について 財政基盤の健全化に向けた議論②
第5回	令和5年 8月31日	財政基盤の健全化に向けた議論③
第6回	令和5年 9月28日	財政基盤の健全化に向けた議論④
第7回	令和5年10月26日	答申案審議

付属資料

(4) 津山市水道事業経営審議会委員名簿

◎・・・委員長 ○・・・委員長代理

氏名	推薦団体等
安藤嘉啓	津山市民生児童委員連合協議会
牛垣和弘	作州津山商工会
宇治妙香	岡山県消費生活問題研究協議会津山支部
畝本久美子	公募
高本篤正	公募
河本義登	津山商工会議所
高山康晴	津山市連合町内会
鍋島祐介	中国税理士会津山支部
○ 長谷川勝一	美作大学
◎ 平野正樹	津山市みらい戦略ディレクター

(敬称略、五十音順)